

福岡県公報

平成二十八年十一月二十九日
第三千八百四十八号
増刊
②

目次

規則 (第六十七号)

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(公園街路課) …………… 一

規則

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年十一月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十七号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (平成二十七年福岡県条例第四十号) の施行期日は、平成二十八年十二月一日とする。